

福祉資金 福祉費③ 住宅整備費〈住宅の増改築、補修等に必要な経費〉

1. 貸付条件

貸付限度額 (※1)	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
2,500,000 円	7 年以内	原則 2 か月以内 (必要な場合は 6 ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年 1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍を記載した住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、 月の所得がわかるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し (※3)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	建物改修（増築・改築・改造）等計画及び経費見積書	(所定の様式)
	工事内容がわかる詳細な見積書	施工業者作成のもの
	工事対象箇所の写真	
	着工前後の計画図面	(所定の様式、または、施工業者作成の図面)
	家主、地主の承諾書	借家や借地の場合（任意の様式）

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 総事業費の上限は、貸付限度額の 3 倍まで。

※2 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※3 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。